

## 一般廃棄物許可業者に係る多摩清掃工場への事業系ごみの搬入について

### 1. 各市役所に届出している作業地域（事務所・店舗等、継続搬入分）のごみを搬入する場合

搬入区域は、多摩市及び八王子市の多摩ニュータウン区域（別紙）とし、各市ごとに分けて搬入してください。（混載禁止）

搬入できるごみは、可燃ごみ（燃やせるごみ）のみです。

発砲スチロール、トレイ、ビニール、プラスチック、ガラス類、陶器類、鉄類、ゴム類、その他の不燃ごみは搬入できません。

可燃ごみへの不燃ごみの混入は禁止します。

届出している事業所・店舗などの可燃ごみであっても、通常のごみ以外の搬入は事前に多摩ニュータウン環境組合の許可を受けてください。

内容物確認を随時実施します。違反した場合、構成市と協議の上搬入禁止等の処置をすることがあります。

### 2. 上記以外の事務所・店舗などのごみを臨時で搬入する場合

事前に許可を受けてください。

事業用ごみ処分依頼書を多摩ニュータウン環境組合まで提出してください。

その他の事項については、上記と同じです。

### 3. 搬入について

搬入時に計量依頼書を記入し提出してください。

搬入車両は4 tまでとし、搬入にあたっては係員の指示に従ってください。

搬入車両は、事前に工場に登録してください。また、車両に業者名が表示されていない車両は所定の表示をしてください。

車両変更、または臨時に登録外の車両を使用する場合は、その旨を各市役所に申請後、多摩ニュータウン環境組合に申請してください。

駐車しているときは、必ずアイドリングストップをしてください。

工場敷地内は、速度20 km以下を遵守し、安全運転に努めてください。

ごみ飛散及び汚汁の流出等がないようにしてください。（テールゲートの閉鎖及び車両清掃の徹底に努めてください。）

プラットホームでの急激なダンプは避けてダンプ音を低減してください。

### 4. その他

処分手数料については、各市役所より請求いたします。別添「ごみ処理手数料の徴収方法」を参照してください。

搬入受付日は、月曜日～金曜日（祝日、年末年始及びGWは別途調整）搬入時間は、午前8時30分～午前11時30分、午後1時00分～午後4時30分までです。

計量カードが不要になった場合は速やかに返却してください。

本組合運営事情により、搬入中止等の御協力をお願いする場合があります。